

午前 10 時 7 分開会

○委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

○委員長 審査に当たっては、お手元の審査区分表に従い進めてまいります。

審査方法ですが、一問一答方式で行うことを基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、1件ずつ行いますので、よろしく願いいたします。

執行部にお願いをいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で、必ず所属と名前を発言の上、漏れのないよう御答弁ください。

また、会議規則を改正いたしましたので、本会議同様に委員会においても執行部の反問権を許します。なお、反問する場合は、これから反問したい旨を明確に委員長に発言し、委員長の許可を得てください。反問を終えたときにもその旨を明確に委員長に示してください。

委員長よりお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに設定をしてください。その他電子機器の持ち込みは禁止されていますので、御注意ください。

○委員長 それでは、審査に入ります。まず、議案第1区分、議案第1号、柏市非常勤特別職職員報酬等支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、柏市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、柏市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、工事の請負契約の締結について（（仮称）西部消防署大室分署新築工事（建築工事））、議案第17号、財産の取得について（高規格救急自動車）の5議案を一括して議題といたします。

本5議案について質疑があればこれを許します。

○内田 議案第1区分に関して、対して質疑をいたします。よろしく願いいたします。

まず、議案第2号についてでございますが、適用となる、公社債と譲渡株式等の損益、分離課税及び損益の通算についてでございますが、適用となる公社債の範囲について具体的にお示し願いたいと思います。

○市民税課専任副参事 公社債とはの御質問にお答えいたします。

公社債とは、国債、地方債、外国国債、外国地方債、公募公社債、上場公社債などの一定の公社債を言います。

○内田 つまり市場には出回らないような地方債なども含まれているということでございますが、公社債で具体的に損益が通算されることになりましたが、具体的にはどのような公社債の損益というのが想定されるのでしょうか、お示しください。

○市民税課専任副参事 今後の損益等のいわゆる税制等にかかわる影響の部分だと思われま。公社債等の課税の方式や損益通算の範囲の拡大によりまして、市税に

与える税収等の影響につきましては、今現在そういったことも、委員さんからの御質問も含めまして、現時点では試算、想定することは困難な状況となっております。以上になります。

○内田 そうしますと、上場株式と損益、公社債の損益を通算した場合に、具体的にその利益を受ける、利益を享受する市民というのは、具体的には株式と公社債を購入している富裕層の方で、しかも、それで株価とかが下落したりすることによって、損益による課税減免等によって利益を受けるということが考えられるのでしょうか、お示してください。

○市民税課専任副参事 今現在のの上場株式等につきまして配当所得、また株式の、上場株式の譲渡益等については、現段階、確定申告の際、既に国税で言えば7%、個人住民税で言えば3%の源泉徴収等がされておまして、このたび税制改正等によりまして、現行の株式間の譲渡等の損益に関しては株間の通算によるものではございましたが、このたびの税制改正によりまして公社債における譲渡、現行では非課税ではございましたけども、税率等の一本化等も含めまして公社債の課税が、損益通算の課税がなされたところでございます。今後このような富裕層の部分の方の範囲のことも含まれているかもしれませんが、現時点ではその公社債による投資家さんでしょうか、そういった方が何人、柏市民で存在しているか。今まで源泉分離課税の課税の方式ではございましたが、今後申告分離課税による課税の仕組みに変わってくることでございますので、委員さんの御質問の部分のことにつきましては、ある一定の富裕層の方が公社債を持っている可能性もあるわけなんですけど、その部分についてはまだ想定できない部分、ことと考えております。以上になります。

○内田 議案第2号については、あと1問だけお願いいたします。つまりこれは先行きの執行ということではございますが、景気動向によっては株式の乱高下が発生した場合などにおいては、その景気動向によって税収に変動する、具体的に金額は今の段階では見込みができないということではございますが、変動する税収が、契機動向によって変動していくという、若干幅ではございますが、そういう可能性はあるのでしょうか、お示してください。

○市民税課長 今現在、今齊藤のほうからもお話をさせていただきましたけれども、今現在、公社債の課税方式の変更や損益通算の範囲の拡大、これが税収にどのような影響を及ぼすか、現時点ではまだ不明でございます。しかし、委員の今の御指摘の点もでございますので、今後とも国の動向等見ながら、柏市の影響等につきましては試算してまいりたいと考えております。以上です。

○内田 続きまして、議案第3号についてお伺いいたします。

12名の消防団員、女性消防団員の増員ということでございますが、この12名の地域的な配置とか、それに考慮される特典とかがあればお示しいただきたいと思っております。

○総務課長 女性消防団の地域的な配置ですが、本来委員の言っていました12名じ

やなくて14名の採用になりますけども、基本ですね、各市内には42分団という消防団がございますが、そこには配置せず、消防団本部の中の一つの位置づけとして女性消防団を置く予定でございます。特典といたしましては、現行男性の消防員と一緒にございまして、処遇という部分では年2回の報酬及び出動手当の支給、公務災害保障、退職報償金、こちら5年以上消防団を経験した者に支払われるものですが、退職報償金、あと、表彰等の制度がございます。なおかつ、制服、活動服等を個人に貸与していくという特典がございます。以上でございます。

○内田 あと、議案第3号についてでございますが、消防職員、現在職員は70%の充足率というふうになっております。女性消防団員を増員していただくことは結構なんでございますが、一方では、関連でございますが、職員そのものを充足率を上げていただきたいという要望をしたいところでございます。そこで確認でございますが、今回14名の増員をするということは、消防職員の単なる代替ではなく、しっかり消防団の機能を充実させていくという確認でよろしいでしょうか、お示してください。

○総務課長 委員のおっしゃるとおり、そのとおりでございます。

○内田 ありがとうございます。ぜひこれからも消防職員の増員を含めて御要望申し上げますので、御検討願います。

続きまして、議案第15号につきましてでございますが、15号は大室分署の新規建設についてでございます。大室分署なんですけど、まず、建設に当たりましては、ちょっと不勉強で恐縮なんですけれども、消防署を建設するためには何か特殊な建設技術というのが必要になるのでしょうか、お示してください。

○営繕管理室長 今回この消防署の監督のほうを私どものほうで依頼されてやることになっております。今回の消防署なんですけど、特に特殊な技術とかというものはなく、必要はないということで、通常の建設ということで考えておりましたので、今回市内のほうの業者のほうにということで一般競争入札ということでやらしていただいております。

○内田 ありがとうございます。

続きまして、同じく議案第15号でございますが、本件のトレーニング室が今回も整備されると、市内の消防署には整備されているということでございますが、このトレーニング室にエアロバイクや筋力トレーニング機器などが整備されると思うんですけど、これら機器の装備品の調達についてでございますけれども、現行の消防署からあるものを持ってくるのか、新たに購入、取得をするのかについて、お示しいただきたいと思っております。

○総務課長 現行の大室分署からある機器をそのまま移転させる部分と、新たに足りない部分につきましては購入をする予定でございます。以上でございます。

○内田 あと、トレーニング室なんですけど、関連で本件だけに限ったことではないと思うんですけど、これは職員の体力向上と職務能力の向上のために整備しているのだと認識してございますが、ちょっと委員長、関連で恐縮なんですけど、一般的に

このトレーニングのメニューというのは、スポーツトレーナーとか専門家によって策定されているのでしょうか。関連で恐縮ですが、御答弁いただきたいと思います。

○総務課長 特段トレーニング、専門的なメニュー等はありません。各自がそういう器具を使いましてのトレーニングに当たっております。以上でございます。

○内田 それでは、議案第17号についてでございます。救急車の購入、高規格救急車の購入についてでございますが、1点だけ確認をいたしますけれども、昨年消防車も含めて救急車更新をしていただいていると、9月議会に議案の御上程いただいている際に、この売却を含めて検討するというような御案内をいただいていたかと思うんですが、これもちょっと関連で恐縮なんでございますが、消防車両も含めて昨年の救急車両、これは売却ができたのかどうか。その実績と売却できたならその金額、できなかったならば、その理由についてお示しいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○警防課長 昨年の売却につきまして、これは競り売りという形で売却いたしました。まず、はしご車なんですけど、98万7,000円で落札しております。水槽付ポンプ車については56万7,000円、支援車につきましては550じゃない、ごめんなさい、55万6,500円です。救急車については6万4,050円という形ですね。（「総額で」と呼ぶ者あり）総額で217万4,550円という形になっております。

○内田 ありがとうございます。以上で私の議案第1区分に対する質疑を終了いたします。ありがとうございます。

○小泉 議案第3号、柏市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてお尋ねいたします。この14人にした根拠というのはどういうことでしょうか。

○総務課長 現行各消防団、市内に42分団ございますが、その各1分団ごとの人数が14名ということで、現行の人数14名に決めさせていただきました。以上でございます。

○小泉 それ以上の応募があったときとか、またそれ以下だったらどうするのでしょうか。

○総務課長 応募にかけましては、14名、定数を超えた場合、今後面接等の試験がございますので、そういう部分で14名の枠以内におさめたいと思っております。14名の定数を割れた場合は、14名を割れた場合に関しましても、そのまま採用をいたしまして、定数が満たない場合は随時女性消防団を採用していきたいと思っております。以上でございます。

○小泉 会派説明のときに年が18歳以上だということを聞きましたけど、最長、高齢は何歳まででしょうか。

○総務課長 年齢要件につきましては18歳以上、上限は求めておりませんので、上限的な年齢はちょっと言えませんが、消防団活動ですから、そういう部分で活動に興味がある方ということで採用いたします。以上でございます。

○小泉 周知はどうするのかということと、あと、農協女性部や商工会女性部、また、地元の大学等に声をかけたらどうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○総務課長 周知に関しましては、市のホームページ、消防局のホームページ、広報かしわ、これは12月1日号でございますが、その紙面に採用募集をかけまして、各市内大学を初め事業所等、ポスターの貼付等をお願いいたしまして、広く広報していきたいと思っております。以上でございます。

○小泉 最後なんですけど、先ほど内田委員が言ったように、やはり女性消防団がふえる、できると同時に、女性の消防職員もやはり同じくふやしていただきたいと思っております。つい先日なんですけど、私の知り合いの娘さんがトイレでお産をしてしまったそうなんです。そのときに消防、救急車呼んだときに、やはり女性職員が来ていただいたので、そこで玄関でへその緒を切ったりして対応ができたということで、その娘さんも本当男性じゃとても恥ずかしくてということで、やはり女性はそういうとき必要じゃないかなと思っておりますので、今後も職員のほうもふやしていただきたいと思っております。以上です。

○永野 今のその消防、女性消防団の将来像というか、それをちょっと伺いたいですね。周知徹底ということで、横浜のほうだったかな、女子大生とか女子高生の消防団員が誕生したとか、そういうのも伺ったことがあるんですけども、ちょっと関連したことになりますけど、今後の将来像、展望というか、それ1点だけ伺わせてください。

○総務課長 女性消防団の将来像につきましては、柏市では初めての採用ということで、当面現場活動はできませんが、将来的には全国的に何か女性消防団の中でも、男性同様の現場について消火活動したいという部分がございますので、そういう意味で私どもそういう現場活動という部分で、将来的にはそういう男性同様とはいきませんが、そういう部分で活動幅を広げていきたいと思っております。以上でございます。

○市村 議案第15号の西部消防署大室分署についてですが、先ほど建築物について普通の建築物だというような発言ありましたけども、さきの東日本大震災の教訓みたいなものがこの中に込められているのでしょうか。

○営繕管理室長 特殊な工法がないということで普通だということで、ちょっと述べさせていただいたんですが、今回この消防署に関しましては、耐震に関してはI類ということで、大地震があったとしても構造体を補修することなく建築物が使用できると。人命の安全についても十分図るというような構造になっております。また、非構造部材といまして天井等なんですけど、それに関してもA類ということで考えていまして、同じくやっぱり大地震があったとしても、そのまま使用できると。あと、建築設備に関しても同様に、大地震があっても大きな補修することなく簡単な補修で必要な機器を使えるというようなことの構造の基準がありますので、その基準での発注になっております。

○市村 博多の昔のダイエーホークスのドーム、今はソフトバンクになっていますが、あそこの建物は地下に雨水タンクがあって、約1人4回か5回、6万人の人たちがトイレ行っても、その雨水タンクを利用して衛生水として使え、それから、

水道水にしても、その建物で自己完結型で自分たちで供給したものをやっているということで、私も震災後に質問の中でこの水の問題、それからあと、皆さんたちはこの震災のときに最も市民の安全を守ってくれる部隊の精鋭の人たちですから、そのときに燃料の備蓄庫、要するにミニガソリンスタンドのようなものをこれから新設する分署には必要じゃないかと。そして、常備必要な量をそこから入れていくようにしておけば、大災害であるように行列をしたり、ガソリンがなくて出動できなくなったり、そういうことが防げるとは思いますけども、そのような計画というのは今回含まれているんでしょうか。

○消防局長 ただいま委員さんの中で非常時に役立つような設備ということで、水につきましては、私ども飲料水については確保してないんですが、雨水をためて防火水槽というような形で確保するような配慮はしております。（「量は」と呼ぶ者あり）60トンです。

それから、給油設備、自家用給油設備というように言っているんですけども、そういった給油設備につきましても、さきの震災のときに入手が困難だったという実態を含めまして、消防局の中で全体として緊急アクションプランという形で自家用給油設備をつくろうという計画的なところはございます。そういった部分につきましては、市長部局と今後とも協議しながら、どこが適切なのかということも今後とも検討してまいりたいというふうに考えております。

○市村 燃料については、やはり至急検討されて、もうここ数日前でも5強なんていう状態が出ておりますし、民間のスタンドと契約を持ったとしても供給そのものが途絶えてしまうので、もうちょっと素早い対応を欲しいと思います、してほしいと思います。

それから、この防火水槽なんですけども、これはトイレ等の衛生水には使えるような配管できているんですか。

○総務課長 今回大室分署につきましては、トイレ等のほうは使用はしておりません。近年ウォシュレット等の衛生機器がよくなっておりますので、目詰まり等のちょっと不安がございますのでトイレのほうには利用はしておりません。以上でございます。

○市村 ウォシュレットがどうたらこうたらじゃなくて、その配管がしてあるかないかなんですよ、要は。緊急時にウォシュレットがあろうがなかろうが、そんなものどうだっていいわけですよ。それで、衛生水、また水の確保ができていない。地下にこのような防火水槽、防火水槽という名前もよくわかんないんですけども、もうちょっと環境の面と、それから、防災の面とを兼ね備えた僕は施設をつくってほしかったなと思うんです。ですから、これからつくるときには、やはりその環境面、それから、防災、それから、皆さんたちが活動しやすい分署であると、こういうものを企画をして執行部とよく話し合っていたいただきたいなと思います。以上です。

○坂巻 何点かお尋ねいたします。まず、議案第1号なんですけども、会派説明としてお伺いした中で施設とか病院から要望があったらということなんですけども、要望

なければ全然関係ないわけですよ。それで、たしかそのとき1名と言ったと思いますが、ただ、この議案説明見ますと、不正等なくすようなことでこういう話が持ち上がったと。すると1名というのはどんなもんかと思うんですよ。たしかこのとき私言ったんですけども、その辺はどのように考えますか。

○選挙管理委員会事務局長 今の御質問にお答えいたします。

確かに委員さん御紹介いただきましたとおり、今回の法改正につきましては、その趣旨が、より公正により公平にということと法案の改正がなされたわけなんです、その場合のより公正にはどうすればいいかという一つの例として、外部からの立会人を派遣するという手法もとれるということになっております。これだけではなくて、その施設、施設でより公平性を保てる手法があれば、それを実施することによって、この法の趣旨に沿った形で選挙が行われると。その一例として外部の監査人の派遣も必要であると。法改正そのものが時間的にも余り余裕がなかったということもありまして、一応目安として1名の派遣で各選管、要望に応えるようにということで、今現状の法令はなっております。以上です。

○坂巻 過去に、お尋ねしますけれども、柏市内でこれに関するような不正の出来事あったんですか。

○選挙管理委員会事務局長 私が情報として得ている中では、そういう事案はございません。

○坂巻 わかりました。

次は、議案第3号の消防団の、女性消防団ですけども、こういう女性、近隣市結構やっていますけども、これで受ける、団として受けるメリットというのはどのように考えていますか。

○総務課長 女性消防団採用に当たっての現行消防団におけるメリットでございまして、本来消防団というイメージは、長く男社会という部分で、そういう部分で男性の仕事というイメージが強かったんですけども、女性を入れることによって火災予防の広報運動とか、今現柏市消防団がやっています救命サポートにおける応急手当の指導とか、そういう部分で女性を採用することによって、市民のもっと目線に近づく、市民にもっと身近になるような活動ができると思っております。以上でございます。

○坂巻 それと、先ほどの委員の質問の中の答弁で制服の貸与ってありましたけども、男子の消防団は作業服は貸与してありますが、制服はたしかある程度階級いかないと貸与していないと思うんですけども、その辺は女性の場合には全員貸与するんですか。

○総務課長 女性に関しましては全員貸与いたします。なお、交付事業でございません。日本の、日本消防協会から補助金をいただきますので、女性につきましては全員貸与する予定でございます。以上でございます。

○坂巻 次、定員の件ですけども、オーバーしたら面接すると。オーバーしなかったらそのまま採用というの、入団許可というんですか、この場合はね、許可をする

んですか。

○総務課長 定員に関しましては、14名を超えた場合につきましては、面接等によって14名という採用になりますが、定員を割れた場合につきましては、そのまま人数で現行進めていきまして、将来的には随時募集をかけていって定員に満たすような形をとっていきたいと思っております。以上でございます。

○坂巻 私は、定員に満たさなくても、あるいは——満たさなくても、私はある程度は何というんですかね、その消防団としての活動に不向きか向きかというのはあると思うんですよ。その辺のことは一応軽く、ちょっとした体力測定とかそういったものは、私はやられたほうが良いと思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務課長 今現在女性消防団採用に当たっては体力試験等はちょっと考えておりませんが、面接等でそこら辺を各採用に応募した方にそこら辺を問いながら、そういう部分で採用を決めていきたいと思っております。以上でございます。

○坂巻 わかりました。そうですね、ちょっとその辺、好きだからといって、例えば非常に2倍もあるような女性が入って、体重、いいのかなという気もしますんで、ちょっとその辺は考慮して、余談ですけども。

次、議案第15号の契約ですけども、消防署、大室分署の移転の、新築工事の契約ですけども、これも会派の説明のときお尋ねしたんですけども、応札したのが4社ですよね。それで、第1回目でもう1社が辞退しましたよね。2回目で2社が辞退していますよね。これは辞退するときには市のほうにはそれなりの理由を添えて出すんですか。

○契約課長 1回目の辞退につきましては、今回の制限付一般競争入札で事前審査型というものをとっております。事前審査型というのは、あらかじめ入札をする前に、それらの資格を有するかどうか、それを確認します。確認をした結果、今回4者が希望してきたので、それにつきまして審査した結果、4者決定になりました。そして、入札に至りますが、入札の前に辞退というふうな形で、今回の理由確認したところ、これは配置予定技術者、管理技術者を選任するということになるんですが、それを今回は配置できる予定がないということから、今回辞退という形になりました。なお、2回目の辞退につきましては、金額が折り合いがつかないというふうな判断から、こういうふうな事態になったというふうに考えております。以上です。

○坂巻 今の御説明ですと、応札して検査して出るわけですよ。そうしたら、当然その時点でそういう資格要件というのは備えているべきですよ。出したらちょっとそういう資格者が少ないと。そしたら、この辞退した1者というのは、そこに応札する資格なかったじゃないですか。それを、そういうのは、そういうのに、それで認めていくのか、その辺はどうなんですかね。

○契約課長 これにつきましては、審査の時点につきましては、そういうふうな資格者がまだ手持ちがなかったということになります。ただ、実際にこの入札のときに関しては、それまでになかったものがほかの案件を持ってしまったと、こういう

ような状況にあります。以上です。

○坂巻 私は、この前も言ったよね、やっぱり落とそうが落とすまいが、きちんと最後まで私はちゃんと出して札を入れるべきと思いますよ。勝手にということはおかしいんですけども、出して合わないからって辞退したんじゃ、何のために応札したのかと。これ辞退する業者に私はある意味ではペナルティーというものをかける必要性が、必要があると思うんですけども、その辺はいかが考えますか。

○契約課長 辞退につきましては、確かに今回事前の審査であったものですから、手を挙げたと。手を挙げたにもかかわらず実際入札のときには手を下げてしまったといったところにつきましては、ちょっとどうかなという部分ありますが、これ法的には別に入札しなければならないというふうな決まり事はありませんし、当然罰則の規定もありませんので、これにつきましてはこういうふうな結果もありかなというふうに考えております。以上です。

○坂巻 わかりました。もう一つ、分署の件で、先ほど市村委員が言いましたけども、建物の件ですけども、大分昔は雨水利用とか、雨水の利用とかいろいろな形で市のほうも、市の施設に積極的に取り入れる姿勢があったんですけども、最近はそのような姿勢が見られないんですけども、本来はこういう消防署とかそういったもの、まして2年前の地震とか、そういう災害考えた場合には、そういう意味では雨水を利用するというのは、私は一つの方法としては必要だと思うんですけども、その辺はいかが考えますか。

○石黒副市長 今御質問ありましたように柏市も環境面では力を入れています。そういう意味で建物の製図は、柏のキャスビーということで環境に配慮した建物を誘導しているという、市民の方にも、あるいは事業者の方にもお願いしていますので、当然公共施設については、さらにそのモデルになるような積極的にそういうものに対応しなきゃいけないと考えておりますので、これからまた、施設整備については十分配慮していきたいと思っております。以上です。

○日下 まず、議案の第1号から伺います。立会人の報酬を定めるということ自体は必要であろうというふうに思うんですけども、まず、1点目に、今まで投票立会人というのはあったんですか。

○選挙管理委員会事務局長 これまでも各施設は投票管理者及び投票立会人というものを設けて不在者投票を行っておりました。以上です。

○日下 どういう方がやっていたんですか。

○選挙管理委員会事務局長 これまでは主に投票管理者は、その施設の理事長とか医院長先生とか、病院の場合はですね。投票立会人はそこの職員がやっておりました。以上です。

○日下 今後のその立会人というのはどういう人になるんですか。

○選挙管理委員会事務局長 今後はこの法案で条例が可決されて実施されますと、特に柏市の選挙の場合なんですけども、そういう指定病院から外部立会人の派遣依頼を選挙管理委員会のほうに施設から要望が上がってきます。そうしましたら、柏市選

挙管理委員会のほうで名簿をつくってある立会人のリストですね、その中から日にちと時間が折り合う立会人さんを調整しまして、病院のほう、または老人ホームとか、そういう施設のほうに派遣するという形になります。以上です。

○日下 要するに外部の人っていうことですよ。それは当然必要だと思います。選挙について言えば、まず第一に公正に行われなきゃならないという点では、そういう立会人は必要だというふうに思いますが、ちょっと感じとして1名というところに、法律が変わったので、とりあえず1名かという感じがしないんでもないんですが。公正な選挙という点で、たしかこういう施設が20カ所ぐらいあるというお話でしたよね。その点ではまだまだ不十分ではないかなというふうに思います。

それで、もう一つは、選挙で大事な問題は、やっぱり選挙権を保障するという問題ですけども、ちょっとこれにかかわって伺いたいのですが、20カ所の施設については、そこにいる人たちの選挙、投票が保障されると、一定保障されていると思うんですが、それ以外の小さな施設ですとか、実際にそういう施設に入っている方たちの選挙権というの、どのくらいがこういう形で保障されているんでしょうかね。それわからないですか。

○選挙管理委員会事務局長 今委員御質問の実際の数字というのは把握しておりません。なぜかといいますと市内にどれだけの、小さな診療所を含めて医療機関があるか。また、老人ホームもしかりなんです。その実態そのものが選挙管理委員会では正直把握しておりません。なお、この二十数カ所ということなんです。これは県のほうの指定によって認められる施設、不在者投票ができる施設ということになりまして、これには各医院、病院、老人ホーム、施設から、申請をまずするというのが前提になっております。ですので、その申請を待って、県がいわゆる不在者投票場所というのが、その医院内に確保されているか。または、そういった立会人とか、そういうスタッフが確保できるか。そういったものを県のほうで調査をした結果、それが認められたところだけが指定されているのが現状ですので、御質問のどのくらい割合かというのはちょっと把握しておりません。以上です。

○日下 そういう指定されていないところの施設にいらっしゃる方が投票する場合というのは、それはやはり個人の、何といいますか、投票所に連れていく以外の方法というのはないわけですよ。

○選挙管理委員会事務局長 今の御質問ですが、この場合には郵便投票というのがございますので、同じ不在者投票で。ですので、患者さんが個人で、個人でといったらおかしいんですが、病院の関係者でもいいんですが、そちらに言って選管のほうに投票用紙等の必要な書類を請求していただければ、その病院にその本人さん宛てに投票用紙をお送りいたします。不在者投票ですので、その後、最寄りの投票所というか不在者投票場所へ行ってもらわないと投票はできないんですけども、指定の不在者投票施設まで行っていただければ投票はできるということになります。当日に行かなきゃいけないということではなくてですね。以上です。

○日下 そうですね。まだまだそういう方の選挙権が十分保障されていないなとい

う感じを受けるんですけども。こういう方もいるんですね。自宅で介護を受けていらっしゃる方が、投票に行く際に当たって、何ですか、介護タクシーというのかな、自分でお金を出して投票所に行くと。そうすると、あえてお金を出して行こうというふうな気持ちに立つ人は自覚の高い人でね、やっぱりそういう人たちの投票というのも保障されていかなきゃいけないんじゃないのかなというふうに思うところなんです。まだまだそういう点で全ての方たちの投票が十分保障されていないところがあるというふうに感じますので、ぜひ今後検討をお願いしたいなと思っているところです。

それから、私だけですか、あと。（私語る者あり）それじゃ、消防車の件ですね。議案第17号、財産の取得の消防車の件です。特別な車両ということで非常に高いと、やむを得ない部分はあると思うんですけども、非常に高いというのが誰しも思う共通の意見だと思うんですよ。それで、1つは、補助金がどうなっているのかという問題ですね。以前と比べて補助金が大分下がってきているのかなという感想があるんですが、この点についての補助金がどうなっているのかということですね。それが1点です、まず。

○警防課長 補助金につきましては、緊急消防援助隊にかかわる補助金ということで、基準額は変わらないんですが、その配当率が、以前は3分の1だったのが現在2分の1という形で補助金が出るような形になっております。以上です。

○日下 今回の補助金について。

○警防課長 済みません。今回の車両については補助金は使っておりません。使えない理由なんです、この補助につきましては、総務省消防庁の補助金と防衛省の交付金がございます。まず、総務省の補助金ですが、この補助金をもらうには5年間の緊急消防援助隊の登録が条件となっております。柏市では平成21年度に東部署の高規格救急車が補助金を活用しております。したがって、来年度更新する車両まではこの補助金は使えないということで、来年はこの補助金を活用する予定でございます。

もう一つですが、防衛省の特定防衛施設周辺整備交付金というものがございます。これにつきましては基地周辺の環境や開発に及ぼす影響がある事業、そういったものについて認められるものでございます。したがって、今回西部署の救急車ということで、その周辺の図には入っておりませんので活用ができないという形。そういったことから補助金、今回は使わなかったということになります。以上です。

○日下 出ないということではなくて、全体のそのバランスとかの関係で今回はその補助金を使わなかったということですかね。そういうことなんですか。

○警防課長 そのとおりでございます。

○日下 こういう車両については、もっとやっぱり国の補助を要望してもらいたいと思いますよね。

2点目なんですけども、これずっと再三宮田議員がこの委員会でも要望してきましたし、今議会でも価格の根拠といいますか内訳を明らかにしてほしいというよう

なことを主張してきたと思うんです。私も消防車の必要性もよくわかりますし、充足してもらいたいと思うし、ましてや今の震災の危機がある中で要望するものなんだけれども、やっぱり高いということから、その価格の根拠ですよ、一定程度。もちろん市場での価格というのは決まるわけですから、単純にはいかないとは思いますが、一定程度その内訳等の根拠はこれからも示してもらいたいなという要望がございます。

○委員長 要望でよろしいですか。

○日下 はい。以上です。

○山中 議案第15号に関連ということないですけど、議案第15号についてちょっと伺いますけれども、この資料室等というのは、ここにいろいろ出ているわけですけども、設備の関係ですね。特に大室とか、あるいは布施とか、要するに西部の消防署管内の中で利根川を控えていますよね。そうすると、水防だとか水難とかのそういう救助だとかいろいろな器具というのがあると思うんですね。昔私たちが消防団入っていたころ、船戸の消防団には、要するに水の中に沈んじゃった人たちを引き上げるために、わからないですから、3本になったいかりみたいなやつを投げ込んでとか、そういうものいっぱい置いてあったんですね。今の消防団聞くとないんだそうですね、それ今、その消防団の中には。ということは、当然その管轄である大室分署のほうにそういうものが今まであったのだらうと思うんですね。確かにボートのあるのは知っているんですけども、もちろん手賀沼もそうでしょうけど、そういう部分のものというのは、今回これは大室にあるからそこへ持っていくとか新しく買うとか、そういうのがあるんですか。

○総務課長 委員御指摘のとおり現大室分署にも救助艇というものは配備しておりますので、そのまま新大室分署のほうに移転させて、現行の資機材を使う、活用いたします。以上でございます。

○山中 それと、水防の関係で毎年水防訓練やっていますけども、なかなか堤防が決壊するということはある得ないのかもわかんないけど、要するに僕は土のうとする、土のう用のいろいろなもの必要だと思うんですね。あれ入れてしまうと1年か2年でほとんどぼろぼろになっちゃって使えなくなっちゃう。昔は俵が、家の下に水防小屋なんてあって、そこに積んでありまして、いざというときにはそれを持って行って、地域の人たちも一緒になって土のうの中に土を入れてやったりしたことは覚えているんですけども、そういうものというのは、そういう資材というのはどこに置いてあるんですか。

○総務課長 そういう資機材に関しましては、今現の富勢分署、消防訓練センターを併設しておりますので、あそこに水防倉庫がございますので、そこに保管しております。以上でございます。

○山中 ということは、今度の大室分署、この船戸分署になるんだかよくわかりませんが、坂巻さんのすぐそばになるんですけど。ですから、名前はわかりませんが、そこにはそういう設備というか、そういうものを備蓄して置くとかという

ことはないということによろしいんですかね。あそこに、というのは、船戸から向こうの遊水池の中の水防、遊水池、用水池のところまで、水防道路という幹道になっているんですね。普通のところよりも広いんですね。要するに消防車が入っていかれるような形になっていますんで、本来ならそれですぐ行くというふうに我々の認識はあるんですけども。富勢ももちろんあるんでしょうけども、そういうことからするとどうなのかなというふうな感じがしたものですから、ちょっとお聞きしました。わかりました。

○委員長 よろしいですか。以上でよろしいでしょうか。——質疑を終結させていただきます。

これより順次採決をいたします。

---

○委員長 議案第1号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第2号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第3号について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第15号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第17号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、議案第2区分、議案第24号、平成25年度柏市一般会計補正予算、当委員会所管分についてを議題といたします。

本案について質疑があればこれを許します。

○内田 それでは、補正予算案の当委員会所管分でございますが、事業としては防犯カメラ設置事業についてお尋ねをいたします。防犯カメラにつきましては、有効な反面、人権に対しては非常に配慮が必要なものであらうと考えるわけでございますが、もし例えば個性的な行動をとる方なんかがいまして、これに対して偏見に基づく通報が警察に入ったと。この場合に警察への情報提供についてはどういう形で行うんでございましょうか、お示し願います。

○防災安全課長 防犯カメラの運用に関しましては、設置及び運用に関する要領というのを制定してございまして、特にその委員さん御指摘のプライバシーの侵害に気をつけて運用しているところです。具体的に言いますと、記録画像のアクセス権というのを一部の職員に限っているという点、それから、今御指摘のあった外部への提供につきましては、法令に基づく場合のみ提供しているという点、それから、撮影画像に関しましては、例えば民家の玄関であったり窓等が画面上で確認される場合にはマスキングを施したりというような配慮を施しております。なお、その誤解を受けやすい行動に関するところに関しましても、先ほど申しましたが、法令に基づく場合のみデータを提供することになるかと思っております。以上です。

○内田 防犯カメラ、極めて心配のし過ぎかとは思いますが、冤罪事件等の発生などにも慎重に配慮をしていただきたいという希望が、要望がございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。この画像の保存期間なんですが、この機器は逆井に以前設置していただいたものと同じなのかどうか等含めて、もしそうだったら、その画像の保存期間というのが一定の期間があったとは思いますが、保存期間、機器の対応とその保存期間についてお示しいただきたいと思っております。

○防災安全課長 以前設置したものと同等性能の防犯カメラを予定しております。メーカーが異なるかどうか、ちょっとそれは入札の結果になるのかなと思っております。

それから、保存期間ですが、3週間、ごめんなさい、もとい、7日間でございます。以上です。

○内田 7日間ですので、その間に万が一のことが発生した場合であっても、7日を過ぎると情報がないということもございまして、そこら辺につきましては情報の収集管理も含めてどのようにしたらよいのか、適切な方法を内部で御協議いただきたいと考えます。

関連しまして、過去設置地域において、これは情報公開という反面、どこに設置をしているかということ公開してしまうことで犯罪が飛び火をしてしまう、他の地域に飛び火をしてしまうと。全ての箇所には防犯カメラを設置するのは財政的に非常に困難だという状況と、また、これもまた監視体制の強化につながってしまうという懸念もあるんでございますが、これまで防犯カメラを設置した地域の犯罪発生件数の推移というものの、減少しているのかどうかも含めてお示しいただきたいと思っております。

○防災安全課長 御指摘の設置した箇所という点では、ごめんなさい。ちょっと今

統計がないんですが、柏市全体のひたつくりの件数を申し上げますと、一番最初に防犯カメラを設置したのが平成23年なんですけど、22年からの比較で申し上げます。平成22年、228件、23年、62件、24年、78件で、ことし平成25年は7月現在ですけれども、30件というところで推移しています。以上です。

○内田 ありがとうございます。やはり地域別にも精査をしていただいて、7日間しかない画像の保存期間ですので、それとの整合性も図っていただければと思う次第でございます。

続きまして、先ほども若干指摘いたしましたけど、犯罪の飛び火の件でございますが、防犯カメラを設置することの情報公開との整合で、どこに設置しましたよというのは議案でも当然出てくるわけでございますが、その設置したことによって、犯罪を起こす方というのは飛び火をしてしまう。ここについているんだったら、そこでやる人はそうそういないわけであって、この飛び火、犯罪の移動、移転、飛び火などについて、何か防犯カメラ設置に関連して対策はとられているんでしょうか、お示してください。

○防災安全課長 確かに防犯カメラを設置した場合には、もちろん広報等でもお知らせしますし、防犯カメラを設置してあるという表中に表示もいたします。それが確かにここは犯罪を起こしづらいからというような作用が働くかもしれませんが、防犯カメラの設置の目的そのものが、犯人の検挙ではなくて犯罪の抑止というところがございます。それが1点。それから、必ずしもその抑止に関しては、我々が行っている対策というのは、防犯カメラだけではなく、例えば住民参加型の防犯ボランティア、一番皆さん方よく御存じだと思うのは、黄色い帽子で防犯という赤い名前の入った帽子をかぶった方がまちじゅうに歩いてくださっているというようなボランティアの皆さん方、こういう犯罪を起こしづらくするまちづくり、雰囲気づくり、こうしたことにも今後とも注力していきたいと考えているところです。以上です。

○内田 犯罪の抑止と、あとは住民の方への不安解消ということとあろうかと思うんですが、今後留意していただきたい点として、要望として最後、再度確認をいたしますが、住民同士のただの監視体制だけが強化されるということがないようにしていただきたいということ。それから、心配のし過ぎかもしれませんが、慎重な冤罪事件の発生に加担することのないよう、その情報の提供には十分御留意いただきたい。この旨を要望いたしまして、議案第2区分に対する私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○小泉 防犯カメラじゃなくて備蓄、防災資機材の管理事業についてお尋ねしたいんですけど、これは東日本大震災復興基金を活用して災害時における要援護者、高齢者向け防災備蓄用消耗品を購入ということで、どんなものを購入したのか。大体わかれば教えてください。

○防災安全課長 高齢者の方向けにはおむつ、尿取りパッド、それと、ハーネスとって大人用の抱っこひもみたいなもの、この3種類を予定しています。それから、

障害者の方向けには、ちょっと俗称しかわからない、正式名称わからないんですけど、お助けシールと申しまして、名刺サイズの私は目が見えないので書いてくださいとか、そういうようなシールを、それと、それから、逆に支援者の方、私は手話ができますとか、そういうシールを予定しています。それから、乳幼児向けにはおむつ、それと、女性向けに生理用ナプキン、こんなものを予定しています。以上です。

○小泉 これは防災計画をつくる会の女性がかかなりいろんな意見言っていましたけど、それが取り入れられているんでしょうか。

○防災安全課長 はい。全くそのとおりです。

○小泉 要援護者とか、ちょっとこれまた、ほかの部類になるのかもしれないんですけど、アレルギー対応食みたいなのは、アレルギーの方で今いろんな小学校で間違っちぢみを食べて亡くなったとか、そういう方がいらっしやっただので、そういう対応食に対しては今後はどうするつもりでしょうか。

○防災安全課長 今後それも視野に入れていかなければいけないと考えているところですよ。以上です。

○小泉 ありがとうございます。以上です。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。——ほかに質疑がなければ質疑を終結をいたします。

これより採決をいたします。

---

○委員長 議案第24号について採決をいたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で議案の審査は終了いたしました。

これより請願の審査に入りますが、審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。ありがとうございました。

---

○委員長 請願の審査に入りたいと思います。請願の審査に当たって、委員の皆様をお願いをいたします。紹介議員はみずから質疑を行うのではなく、説明、答弁を行う立場であることを御承知おきください。内田委員、よろしく願いいたします。

請願38号、監査能力の向上と実施体制の強化についてを議題といたします。

質疑があればこれを許します。

なお、主旨1及び3は議会に対して検討や説明を求めるものですので、委員間での討議もあわせてお願いいたします。

質疑が何かあればどうぞ。

○坂巻 委員長いい。1と3ですね、この1と3の主旨1と3、これどこで質疑す

るの。

○委員長 議員のうちから1人を選任することについて検討してください等々について、それぞれの委員、意見を申し述べてくださいということだとは思いますが、特に御意見なければ結構です。

○坂巻 だけど、さっき、先ほど委員同士で質疑すると言ったけど、どの場所で質疑をすればいいの。ここでやるの。

○委員長 ここでもし御意見あればということです。この1から3。もしやるとしたら議会がやるという話なので。もし何か御意見あればどうぞということです。(私語する者あり) 特に質疑、御意見ございませんでしょうか。

では、これで質疑……(私語する者あり)

○日下 ここで議論するんですか、ここで。

○委員長 そうです。

○日下 説明をしてくださいという、説明をしてくださいというのがこの請願の主旨なんですよね、3番ね。そうすると、説明をするか、しないかということを決めるわけ。

○市村 この38号の監査能力の向上と実施体制を強化してくださいというのは、これわかるんですよ。これを細分化しちゃうと、やはり意見としては請願38号の大見出しからすれば趣旨はちょっと違ってきちゃうんだよね。だから、議論しても、恐らくばらばらだから採決したほうが早いんじゃないのと。こういう意見を執行部に聞いたってしょうがないんだから。決めるのは我々ですから。

○日下 ここでですよね。

○委員長 いかがですか、日下委員。

○市村 ずっと考えていけばいいじゃない。(私語する者あり)

○坂巻 検討するってどうして、だから、委員会で、じゃ、これずっと、この1、2、3について、いいのか悪いのかというのは決めるのか。

○市村 検討しない、するかって、それを採決するんだよ。

○坂巻 どこで検討、どこで検討するかというのはわからないんだよ。

○委員長 そのあたりの詳細は内田委員が御説明を。

○内田 ただいま答弁を求められましたので御質問に御答弁いたします。

基本的には本件については本委員会で採択をして、必要に応じて議会運営委員会などで各会派持ち帰りにして議論するという手段が1つあるかというふうに考えてございます。また、主旨3につきましても、請願者の願意といたしましては、具体には、まず議会として、この理由のホームページや議会だより等の公開、また個人の議員といたしましては、個々のホームページ、あるいは市政レポート、政策レポート、議会報告書などで、その理由を広く可能な限り公開するというのはいくつかの手段にありうかと考えてございます。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。坂巻委員、ということでございます。

○坂巻 説明するとか検討するといったって、さっき市村委員言ったように、それ

立場違うし、これ説明、誰が説明するっていうの。その人来てもらって、俺はこうだと一人一人言うの。（私語する者あり）

○日下 ここで議論してみたらどうですか、この中身について。

○委員長 基本、詳細については紹介議員である内田議員がその願意、趣旨等について説明をしていただいて採決をするという形になるとは思いますが。

○市村 いや、もう監査のほかに外部監査まで入って、本当にそれでももっと強化していく必要があるという方向に向いているんだから、ちょっとこの3つについては議論に値しない。

○坂巻 誰がね、誰がどこでどう説明するかったって、それが議会としてのまとまった意見じゃなきゃ困るだろう。説明だから。それぞれ立場違って意見違えば説明しようがないじゃないですか。

○市村 監査だから、一般質問やらないとかやるとか、そういうのは監査委員に対してどうでもいいことなんですよ。

○委員長 いかがでしょうか。

○市村 だから、採決とればいいんじゃないの。（私語する者あり）

○委員長 そのような形でよろしいですか。

では、何か説明ということで。どうぞ。

○内田 では、主旨1と主旨2について、これまでいただいた御懸念などの事項もございましたので、この場をかりて若干、短時間ではございますが、説明をさせていただきます。

まず、主旨1、主旨2につきまして、他の自治体の実例ということについては、さまざまな議会でやっているところがあるのかどうかということについては御懸念をいただいているところでございます。主旨1につきまして、地方自治法の同一条件でございます都道府県、政令指定都市、中核市を比較して、政令指定都市では仙台市が、あとは中核市は42市中、盛岡市と秋田市が実施してございます。

主旨2につきましては、中核市33市と政令指定都市、都道府県でございますが、中核市だけの比較でございますと、13市が実施をしているところでございます。

そして、とりわけ先ほど主旨1についてでも御説明いたしました、盛岡市と秋田市につきましては、双方主旨1、主旨2に関連し既に実施をしているところでございます。そのような経緯で特にこれまでのところ、それぞれの自治体から監査に支障を来したというような情報はいただいてございません。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。では、以上の（私語する者あり）以上の御説明を踏まえて御判断いただければと思いますので。では、質疑、意見をよろしければこれで終結をさせていただいてよろしいでしょうか。（私語する者あり）もしよろしければ内田委員に御質問して。（私語する者あり）そのあたりは坂巻委員の御判断に。（私語する者あり）

では、これより採決をいたします。

○委員長 請願38号の主旨1について採決をいたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願38号の主旨2について採決をいたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 次に、請願38号の主旨3について採決をいたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

---

○委員長 以上で請願の審査は終了いたしました。

執行部の方は退席されて結構です。御苦労さまでした。ありがとうございました。

---

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

事務調査項目を事務局に朗読いたさせます。

〔事務局朗読〕

○委員長 お諮りいたします。

ただいま朗読の項目を閉会中の事務調査項目と決するに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施についてを議題といたします。

平成23年2月18日の議会運営委員会におきまして、各定例会と定例会の間に各常任委員会は原則として各部から事務の執行状況の説明を受けるための委員会を開催することを決定しました。つきましては当委員会の閉会中の開催について御協議願います。委員会の開催及び開会日程についていかがでしょうか。

〔協議〕

○委員長 必要に応じて開催するという事で承知をいたしました。

では、開催の有無も含めて正副委員長に御一任を願います。

---

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中に審査及び調査案件の調査のために委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては正副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

---

○委員長 以上で本日の総務委員会を閉会をいたします。

午前 11 時 24 分閉会